



異能工房 利用規約

第1条 会員は、本規約に従って、異能工房が提供する施設を利用し、サービスを受けることができる。

第2条 住所の使用

会員は、異能工房の住所・電話を自己の住所、連絡先として諸申請ほか名刺、パンフレット、ウェブに表示し、使用することができる。

第3条 利用審査

1. 以下に該当する場合は利用のための審査を行うものとする。
 - ① 風紀秩序を乱し、他人に迷惑のかかるおそれがある場合
 - ② 特定の宗教への勧誘を目的とする場合
 - ③ 異能工房をはじめ COCON 烏丸の建物、附属物、備品、イメージ等をき損するおそれがある場合
2. 以下に該当する者については、本施設の利用を認めないものとする。
 - ① 法律、条例に反する行為又は反する恐れのある事業を行う者
 - ② 暴力団関係者等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係をもつ者
 - ③ マルチ商法及びそれに関する恐れのある事業を行う者
 - ④ 未成年や青少年に有害な情報を発信する恐れのある事業を行う者
 - ⑤ 公序良俗に反する恐れのある事業を行う者
 - ⑥ 本施設の運営を妨害する、又はその恐れのある事業を行う者
 - ⑦ その他、社会通念上、本施設の利用が不適切と判断される者

第4条 施設利用

1. 会員は入会時に登録名義ほか会員情報ならびに登録利用者情報を届け出る。
2. 会員は、登録時に届け出た利用目的の範囲で、登録利用者が異能工房の施設、サービスを利用できる。会員及び登録利用者以外の第三者への名義貸し利用は認められない。
3. 施設利用に関し必要な事項は、別途<利用規約>及び<設備等利用規約>に定める。
4. 会員は、COCON 烏丸ビル管理者の発行する入館カード1枚の交付を受けることができる。複数枚の交付を必要とする特段の事情があるときは、COCON 烏丸ビル管理者の許可を得て必要枚数を交付する。費用は実費とする。
5. 専用ロッカーを希望する会員は異能工房内に専用ロッカーを1基割り当てられる。専用ロッカーは配達された郵便物などの収納に使用するほか、必要と認められた時は、会員の承諾なしに異能工房の管理者が開錠し内部を確認点検できることとする。
6. 冷蔵庫は一時保管するためのもので、使用時間の基本は当日中に限る。数日間保管する場合は、事務局に申し出る。申し出のない場合は1週間を過ぎると廃棄対象となる。
7. 本施設を利用中に建物、附属物又は備品等をき損し、又は滅失したときは、何人の行為であっても、主催者において賠償の責を負う。
8. フリーアドレス内での Skype、Zoom 等の web 会議ツールでの会議は原則禁止とする。ただし、イヤホン着用の視聴、他に会員が居ない場合など、騒音問題にならない場合にのみ利用可能とする。
※ 通常の web 会議は、BOX 型ワークスペース、会議室、商談室をご利用ください。
9. 映写物等に対する著作権の問題等に関しては各主催者が責任を持ち、異能工房は責任を負わない。

第5条 利用料金

会員は月額固定利用料を、利用形態に応じて毎月、運営者に支払うものとする。

第6条 主催者及び利用者は以下の事項を厳守する。

1. 火気を使用する催事及び作業、危険物の持ち込みはしないこと。
2. 承認をうけた以外の場所を無断利用しないこと。
3. ゴミ等は、持ち帰ること。

附則

この規約は、令和6年5月7日から施行する。